

令和4年第4回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計 17 件）の内訳

【総合計画基本構想に関する案件】 …… 1 件

【条例案件】 …… 8 件

新規制定 1 件（新座市個人情報の保護に関する法律施行条例）

一部改正 7 件（新座市情報公開・個人情報保護審査会条例及び新座市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例ほか 6 件）

【予算案件】 …… 7 件

補正 7 件（令和 4 年度新座市一般会計補正予算（第 9 号）ほか 6 件）

【指定管理者の指定に関する案件】 …… 1 件

【総合計画基本構想に関する案件】

議案第103号 第5次新座市総合計画基本構想の策定について

総合的かつ計画的な市政運営を図るため、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする第5次新座市総合計画基本構想を策定したいので、新座市総合計画策定条例第5条の規定により提案するもの

【条例案件】 ……8件（新規制定1件、一部改正7件）

議案第104号 新座市個人情報の保護に関する法律施行条例（新規制定）

〔要旨〕

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの

〔条例制定の背景〕

これまで、地方公共団体には個人情報の保護に関する法律の適用がなかったことから、各地方公共団体の条例により個人情報の取扱いを定めていた。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報保護制度に係るルールが同法に一本化され、令和5年4月1日から、地方公共団体にも同法が適用されることとなった。

これに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、現行の新座市個人情報保護条例を廃止するものである。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 実施機関が個人情報ファイル（※）を保有しようとする際の市長への事前通知について定めるもの

※ 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物

- 2 実施機関に対し、記録されている者の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿（※）を作成し、閲覧に供することを義務付けるもの

※ 実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その名称、当該実施機関の名称、利用目的等の事項を記載した帳簿

* 1,000人以上の個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律により、個人情報ファイル簿の作成及びその公表が義務付けられている。

- 3 開示決定等の期限を開示請求があった日から14日以内とするとともに、その特例について定めるもの

- 4 開示請求に係る手数料を無料とするとともに、保有個人情報の写し等を交付する場合の実費負担について定めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第105号 新座市情報公開・個人情報保護審査会条例及び新座市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第106号 新座市情報公開条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

公文書の開示請求に係る不開示情報を改めるもの

〔条例改正の背景〕

これまで、公文書の開示請求に係る不開示情報については、新座市個人情報保護条例に定める保有個人情報の開示請求に係る不開示情報と同一のものとし、事務の整合を図っていた。

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、地方公共団体にも同法が適用されることとなったことから、今後は、同法に定める保有個人情報の開示請求に係る不開示情報と一致させるものとし、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第107号 新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

〔要旨〕

職員の定年を改めるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

国家公務員法が改正され、令和5年4月以後、国家公務員の定年が段階的に引き上げられることとなった。地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めることとされていることから、市においても、職員の定年を改めることとして条例を改正するものである。

また、地方公務員法の一部改正により、定年の引上げに伴う制度改正がなされたことから、これを踏まえ所要の規定の整備を図るものである。

【改正する条例】

- ① 新座市職員の定年等に関する条例
- ② 職員の給与に関する条例
- ③ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ④ 新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑤ 新座市職員の育児休業等に関する条例
- ⑥ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- ⑦ 新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例
- ⑧ 新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例
- ⑨ 新座市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

【廃止する条例】

新座市職員の再任用に関する条例

〔施策の効果及び影響〕

- 1 職員の定年を、現行の60歳から、次のとおり段階的に引き上げるもの

令和5年度 令和6年度	令和7年度 令和8年度	令和9年度 令和10年度	令和11年度 令和12年度	令和13年度～
61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- 2 管理監督職勤務上限年齢制（※）の対象となる管理監督職を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするもの

※ 組織の新陳代謝を目的として導入された制度で、管理監督職勤務上限年齢に達した職員については、原則として管理監督職以外の職等に降任又は降給を伴う転任を行うこととなる。

- 3 定年前再任用短時間勤務制（※）を導入するもの

※ 60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職として再任用することができる制度

- 4 現行の再任用制度を廃止するとともに、定年の引上げが完了するまでの経過措置として、暫定再任用制度を設けるもの

- 5 60歳を超える職員の給料月額を、60歳時点の給料月額の7割とするもの

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第108号 新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病見舞金の額を、現行の20万円から10万円に減額するもの

〔条例改正の背景〕

傷病見舞金は、被保険者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、国による傷病手当金の支給の対象となる被用者等との均衡を図るため、その対象とならない自営業者等に対し、市が独自に支給してきたものである。

傷病手当金については、療養に要した日数に応じて支給額が変動することとなる一方で、傷病見舞金については、自営業者等の勤務体制を把握することが困難であることから、一律の額としている。

新型コロナウイルス感染症の感染者に係る療養期間の短縮により、傷病手当金については、支給の対象となる日数が短縮されるため、支給額が減額となることとなった。

これを踏まえ、傷病見舞金の額を減額することとして条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和5年4月1日とする。

議案第109号 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第110号 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

清算金（※）を分割徴収する期限の延長について定めるもの

※ 土地区画整理事業を行う場合において、事業実施前後の土地の価値の不均衡を是正するために徴収し、又は交付する金銭

〔施策の効果及び影響〕

清算金を分割徴収する期限について、資力が乏しいためその清算金を納付することが困難である場合に、現行の最長5年以内から最長10年以内に延長することができることとするもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第111号 新座市議会議員及び新座市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担について、その限度額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

公職選挙法施行令が一部改正され、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙に係る費用の公費負担の限度額が引き上げられることとなった。公職選挙法の規定により、地方公共団体の選挙に係る費用の公費負担については、これらの国の選挙に準じることとされていることから、条例で定める市議会議員及び市長の選挙に係る公費負担の限度額を改定するもの

〔施策の効果及び影響〕

公職選挙法施行令の改正に準じて、市議会議員及び市長の選挙に係る公費負担の限度額を、次のとおり引き上げるもの

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分	改正単価	旧単価
一般運送契約（※）以外の契約（個別契約）		
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円

※ 自動車の使用・燃料の供給・運転手の雇用の全てを内容に含むもの

(2) 選挙運動用ビラの作成

区分	改正単価	旧単価
1枚当たり	7円73銭	7円51銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成

区分	改正単価	旧単価
印刷費1枚当たり	405円98銭	393円79銭
企画費	237,187円	232,875円

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 …… 7件（補正7件）

議案第112号 令和4年度新座市一般会計補正予算（第9号）

議案第113号 令和4年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第114号 令和4年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第115号 令和4年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第116号 令和4年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第117号 令和4年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第118号 令和4年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【指定管理者の指定に関する案件】 ……1件

議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について〔新座市児童センター及び福祉の里児童センター〕

新座市児童センター及び福祉の里児童センターの指定管理者である特定非営利活動法人新座子育てネットワークの指定期間が、令和5年3月31日で満了となるが、同年4月1日からこれらの施設の指定管理者を引き続き同法人に指定することについて議会の議決を得るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（11件）

【条例案件】 ……5件（一部改正5件）

- 議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 号 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 号 新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 号 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【予算案件】 ……5件（補正5件）

- 議案第 号 令和4年度新座市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第 号 令和4年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 号 令和4年度新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 号 令和4年度新座市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第 号 令和4年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

【契約案件】 …… 1件

議案第 号 工事請負契約の変更について〔東北放課後児童保育室建設工事〕